

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定により、等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

行政職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職 制 上 の 段 階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段 階
1級	2級, 3級, 4級又は5級に属さない職員の職務	130	21.2	一般職員	130	396	64.5	係員級
				計	130			
2級	主任の職務	266	43.3	主任	266	396	64.5	係員級
				計	266			
3級	係長, 担当係長, 園長及び館長の職務	146	23.8	係長	65	146	23.8	係長級
				担当係長	71			
				園長	1			
				館長	9			
				計	146			
4級	課長, 担当課長, 室長, 委員会等の事務局長及び国分寺市議会事務局次長の職務	60	9.8	課長	45	60	9.8	課長級
				担当課長	9			
				室長	3			
				事務局長	2			
				議会事務局次長	1			
				計	60			
5級	部長, 担当部長, 会計管理者及び国分寺市議会事務局長の職務	12	2.0	部長	9	12	2.0	部長級
				担当部長	1			
				会計管理者	1			
				議会事務局長	1			
				計	12			
合計		614	100					

行政職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職 制 上 の 段 階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段 階
1級	2級又は3級に属さない職員の職務	1	2.9	一般職員	1	33	94.3	係員級
				計	1			
2級	技能主任の職務	32	91.4	技能主任	32	33	94.3	係員級
				計	32			
3級	技能係長の職務	2	5.7	技能係長	2	2	5.7	係長級
				計	2			
合計		35	100					